

「撮影時の注意事項（※サンプル画像）」

1. 用紙タイプの通学証明書（当社以外も有効な様式）

通学証明書

No. _____

学校種別 又は指定番号	高等学校	区分	高等課程
----------------	------	----	------

通学者の氏名・年齢及び性別: 近鉄 次郎 (XX才) 男

通学者の居住地: 大阪府天王寺区上本町6丁目●●-●
電話 (090) ××××-○○○○

部科及び学年: ××部 ○○科 ● 学年(年次)

証明書番号: ●●●●-●●●●

通学区間: 大阪上本町駅 ◇◇◇◇ 駅間 ×× 経由

通学定期乗車券の有効期間: ● 箇月

※通学定期乗車券の使用開始日 (西暦) 20●●年●●月●●日から

通学証明書の有効期限 (西暦) 20●●年●●月●●日まで

証明 (西暦) 20●●年●●月●●日発行
学校所在地: 大阪府●●市●●●-●●
学校名: ●●高等学校
学校代表者氏名: ●●●●

1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで（1箇月間）です。
2 この証明書のうち※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のもののみで囲む。）してください。
3 この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。
4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。

下欄には、記入しないでください。

(西暦) 年 月 日 まで
(発行駅) (乗車券番号) (発行年月日) (西暦)
(基本運賃) (発売運賃) (差額運賃)

証明書に記入された個人情報、申込内容並びに割引定期券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。

各証明書の写真添付について、購入しようとする通学定期券の通用開始日に有効な証明書が必要です。
各証明書の「有効期限」については後頁の「●証明書の有効期限について」欄をご確認ください。

- 通学証明書の有効期間は、卒業予定年月日の記載の有無に関わらず発行の日から1か月間です。

3. 通学定期乗車券購入兼用証明書

カードタイプ または 紙の折り畳みタイプ 「学生証部分」と「通学区間等の証明」が一体型のもの

学生証 (おもて)

学生証 (うら) ※シール貼付された通学証明書

または

学生証 (おもて)

注意事項

- この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときはいつでも提示しなければならない。
- 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにしなくてはならない。
- この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届けなければならない。
- この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を持ったときは、直ちに発行者に返却しなければならない。

学生証 (うら) ※印刷された通学証明書

発行年月日	有効期間	発行駅	記事
年月	月		
年月	月		
年月	月		
年月	月		
年月	月		
年月	月		
年月	月		
年月	月		
年月	月		
年月	月		

2. 用紙タイプの通学証明書（当社限り有効な様式 ※近鉄の定期乗車券購入申込書の裏面に学校代表者の証明がされているもの）

おもて

〔近鉄〕定期乗車券購入申込書

近鉄 鉄男

姓 キンキ 名 テツオ

性別 男

生年月日 西暦 20××年△△月◇◇日

通学区間 大阪上本町 駅 まで

定期の種類 通勤 小児 障・介 育・護

通学の区分 大学課程 小・中 幼稚園

学校名 ●●高等学校

うら

学校代表者証明欄

※2023年7月15日まで近鉄の駅で配布していた申込書です。現在は配布していません。

4. 通学定期乗車券購入兼用証明書

カードタイプ または 紙の折り畳みタイプ 「学生証部分」と「通学区間等の証明」が分離（別体）型のもの

学生証 (おもて)

学生証 (うら)

通学証明書 (おもて)

通学証明書 (うら)

5. 手帳タイプの通学証明書

生徒手帳など（在籍証明が記載されたページ）

生徒証

下記の者は、本校の生徒であることを証明する

所属 学年 氏名 (才) 発行年月日 生所 2000年0月0日発行 発行所 所在地 学校名 学校長

生徒手帳など（通学区間が証明されたページ）

通学区間			
○○ 駅 ●● 駅間			
経由 (●● 駅)			
発行日	期間	発行駅	記事
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		

各証明書の写真添付について、購入しようとする通学定期券の通用開始日に有効な証明書が必要です。

各証明書の「有効期限」については後頁の「●証明書の有効期限について」欄をご確認ください。

6. 学生証のみ ※証明書有効期限が単年度のもの

学生証（カードタイプ） おもて

学生証

学生番号 123456 所属 部(科) 氏名 近鉄 太郎 発行年月日 年×月×日

上記の者は本学の学生であることを証明する。

○○○学校 学校印

学生証（カードタイプ） うら

失印の方向に入れてください。

- 本証は、所持ケースに収納して携帯し、以下の場合は必ず提示しなければならない。
1) 本学教職員の請求があったとき
2) 通学定期乗車券又は学生割引乗車券によって乗車する際、係員の請求があったとき
- 本証は、他人に貸与又は譲渡することはできない。
- 本証を汚損・破損、紛失したときは、直ちに学生センターに届けなければならない。
- 記載内容に変更があったときは、直ちに所属学部・研究科に届けなければならない。
- 紛失した学生証が見つかったとき、又は卒業・修了・退学等により学籍を離れたときは、直ちに本証を所属学部・研究科に返却しなければならない。

または

学生証（紙タイプ） おもて

学校種別又は指定番号 学生証 NO

下記のものは、本校の学生(生徒)であることを証明する

所属 ○○○○ 部(科) 学籍番号 123456 学年 第 1学年(0000年度生) フリガナ 氏名 ○○ ○○○ (才) 生年月日 ○年 ○月 ○日 住所 ○○○○ 発行年月日 ○年 ○月 ○日

所在地 学校名 発行所 ○○○ ○○○ 学校印

学生証（紙タイプ） うら

注意事項

- この証明書は、通学定期乗車券又は学生割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときはいつでも提示しなければならない。
- 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさしださなければならない。
- この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届けなければならない。
- この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに発行者に返却しなければならない。

7. 学生証のみ ※証明書有効期限が複数年度のもの

学生証（カードタイプ） おもて

学生証

学生番号 123456 所属 部(科) 氏名 近鉄 太郎 発行年月日 年×月×日 有効期限 年03月31日

上記の者は本学の学生であることを証明する。

○○○学校 学校印

学生証（カードタイプ） うら

失印の方向に入れてください。

- 本証は、所持ケースに収納して携帯し、以下の場合は必ず提示しなければならない。
1) 本学教職員の請求があったとき
2) 通学定期乗車券又は学生割引乗車券によって乗車する際、係員の請求があったとき
- 本証は、他人に貸与又は譲渡することはできない。
- 本証を汚損・破損、紛失したときは、直ちに学生センターに届けなければならない。
- 記載内容に変更があったときは、直ちに所属学部・研究科に届けなければならない。
- 紛失した学生証が見つかったとき、又は卒業・修了・退学等により学籍を離れたときは、直ちに本証を所属学部・研究科に返却しなければならない。

または

学生証（紙タイプ） おもて

学校種別又は指定番号 学生証 NO

下記のものは、本校の学生(生徒)であることを証明する

所属 ○○○○ 部(科) 学籍番号 123456 学年 第 1学年(0000年度生) フリガナ 氏名 ○○ ○○○ (才) 生年月日 ○年 ○月 ○日 住所 ○○○○ 発行年月日 ○年 ○月 ○日 有効期限 2020年3月31日

所在地 学校名 発行所 ○○○ ○○○ 学校印

学生証（紙タイプ） うら

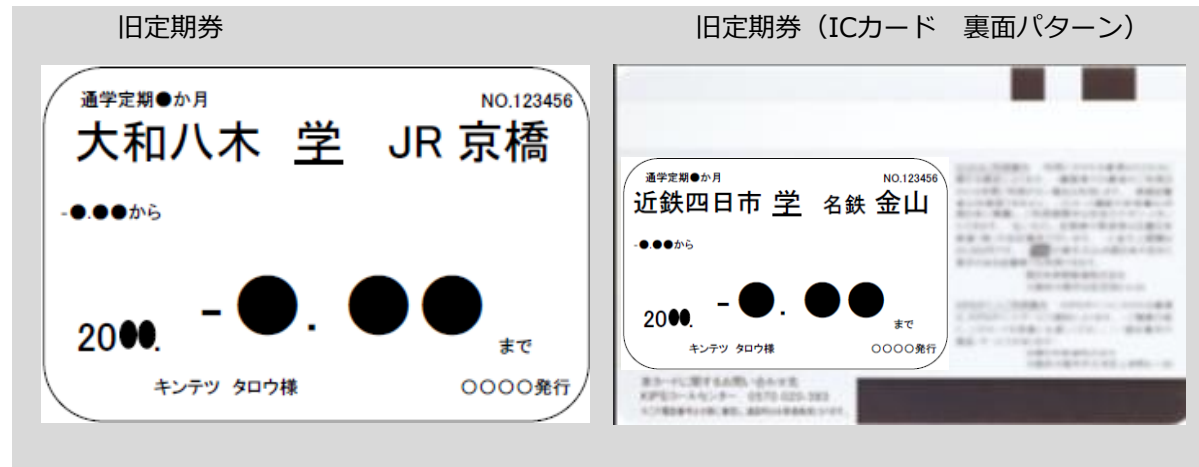
注意事項

- この証明書は、通学定期乗車券又は学生割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときはいつでも提示しなければならない。
- 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさしださなければならない。
- この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届けなければならない。
- この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに発行者に返却しなければならない。

学生証に有効期限について特に記載のある場合

8. 既にお持ちの通学定期券（旧定期券）

※新しく購入される定期券を「新定期券」、使用中または使用済みの定期券を「旧定期券」といいます。



- 旧定期券の要件（次の全てに該当する通学定期券とします。）
- ・区間・経由が新定期券と同一のもの
- ・通用期間内のもの、または通用期間終了日から2か月を経過していないもの

9. 氏名・生年月日が確認できる公的証明書

【注意事項】 こどもICOCAの予約にアップロードいただく証明書について

こどもICOCAご利用者ご本人様の「氏名・生年月日」が確認できる公的証明書が必要です。

なお、こどもICOCAご予約に不要な個人情報（ご利用者本人の氏名・生年月日・性別・住所 以外の情報）はマスキング処理等により見えない状態でアップロードしてください。

例：健康保険被保険者証

